

巻頭言

変わりゆく作業療法士養成教育

白鳳短期大学 リハビリテーション学専攻 西井 正樹

2020年入学生より新しい理学療法士・作業療法士学校養成施設指定規則が適応された。前回の改定が1999年であるから約20年ぶりの改定ということになる。当然、この20年間で作業療法士をとりまく環境は大きく変化している。介護保険の導入・高齢化の進展・地域包括ケアシステムに始まり、労働環境・ハラスメント・核家族化など、時代は変化し続けているにもかかわらず、20年間指定規則を改定してこなかったのが不思議なくらいである。

さて、今回の指定規則において大きく改定されたことは3つある。1つは、総単位数の見直しと最低履修時間数の設定である。総単位数は93単位以上から101単位以上へと引き上げられた。特に臨床実習において理学療法20単位に対し、作業療法22単位と独自性を出すことができた。授業内容で新たに追加されたのは、管理学、栄養学、救急、自立支援、就労支援、吸引など時代に即した内容になった。授業の履修時間も最低履修時間数が設定され、3150時間となった。

2つは、臨床実習についてである。臨床実習は、実習施設要件と実習指導者要件、実習の方法などが明記された。実習施設の要件として、実習時間の3分の2以上は医療提供施設で行うこととなり、老人保健施設がこれに含まれるようになった。また、訪問リハビリテーションまたは通所リハビリテーションに関して1単位以上の実習を行うことになった。この施設要件も作業療法士が働く現場の実際を反映したものになったといえる。実習指導者要件については、3年以上から5年以上業務に従事したものになり、また16時間の臨床実習指導者講習会などの修了が要件となった。これにより、教員のみならず、臨床家における臨床教育の重要性が謳われたといえるのではないだろうか。養成校と臨床が一緒になって未来の作業療法士を育てることになったといえる。昨日も臨床実習指導者講習会の講師として参加したが、参加者のグループワークでは熱心な討議がなされていた。そして実習の方法として診療参加型臨床実習が望ましいこととされた。

3つに、専任教員の見直しである。専任教員は5年以上業務に従事したもので専任教員養成講習会を修了したもの等と見直された。いろいろな要件は他にもあるが、経験年数だけで教員ができる時代ではなく、教員も臨床能力を向上させ、さらには教育能力を向上させることが必要とされる時代となった。

産業構造や社会が高度化していく中で、社会に求められる作業療法士を輩出していくためには、私たち教員も柔軟に変化していく必要があることを改めて考えさせられた今回の指定規則改定であった。